

第4回 小田原市水道料金審議会 次第

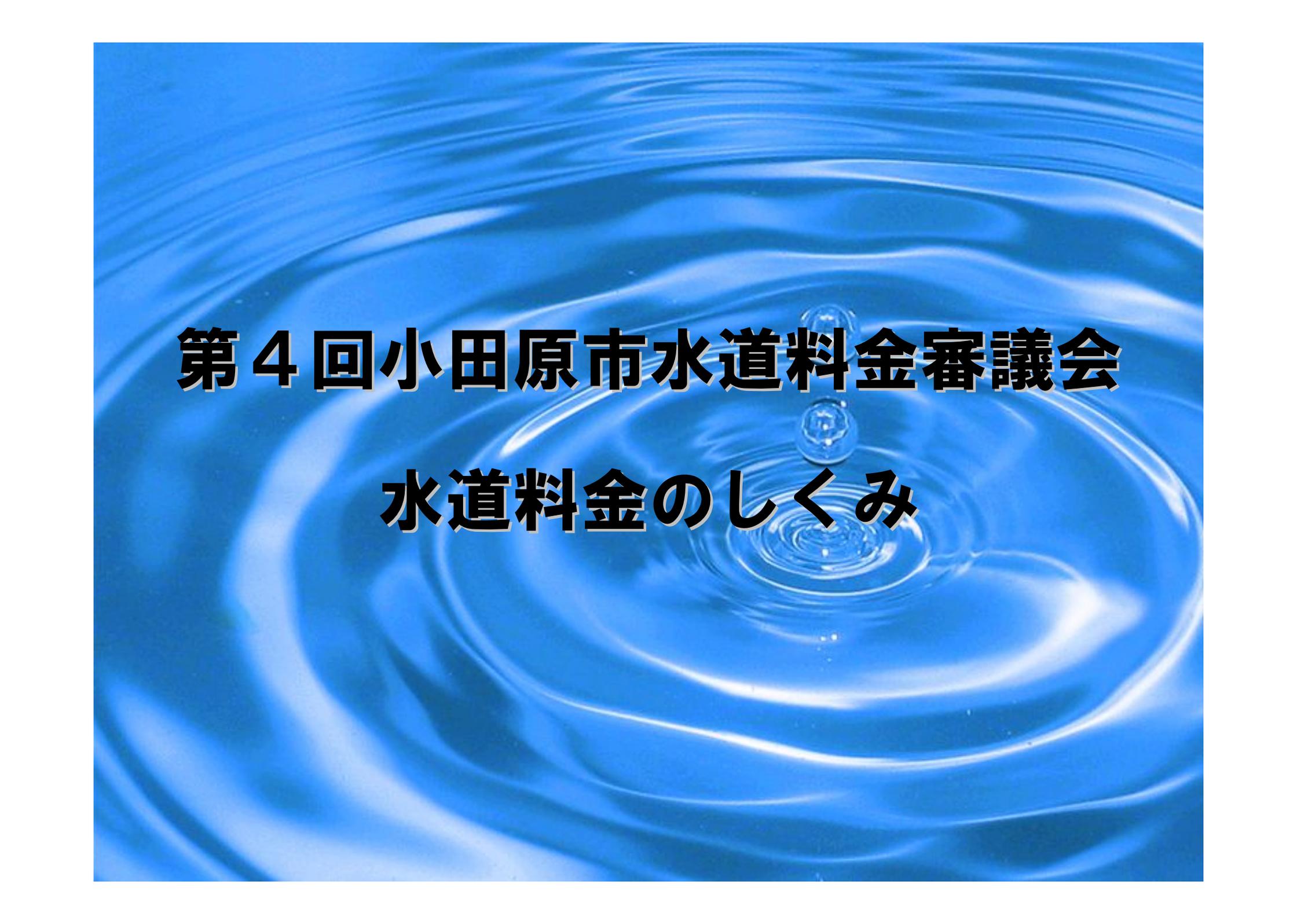
日時：平成21年11月16日（月）

午後2時から

場所：水道局 第2・3会議室

- 1 第3回 小田原市水道料金審議会の会議録の確認
- 2 水道料金のしくみについて
- 3 料金改定（案）説明資料（財政推計）について

以 上

The background of the slide is a close-up photograph of water ripples. The water is a vibrant blue, and the ripples create a series of concentric circles that radiate from a central point. The lighting is soft, highlighting the texture of the water's surface.

第4回小田原市水道料金審議会

水道料金のしくみ

水道料金の決定原則

○地方公営企業法第21条第2項
前項の料金は、**公正妥当**なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における**適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保**することができるものでなければならない。

料金

公正妥当

適正な原価

健全な運営を確保

○水道法第14条第2項
厚生労働大臣は、前項の認可の申請が第二項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし**公正妥当**なものであること。

二 料金が、**定率又は定額をもつて明確**に定められていること。

四 特定の者に対して**不当な差別的取扱**いをするものでないこと。

供給規定の適合すべき要件

公正妥当な料金

能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

料金の明定性

定率又は定額をもつて明確に定められていること。

差別的扱いの禁止

特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

水道料金算定のプロセス

① 財政計画の策定

- ・料金算定期間の決定
- ・財政収支の見積り

② 料金水準の算定

- ・総括原価の算定
(料金総収入額=料金として回収すべき適正な金額の算定)

③ 料金体系の設定

- ・料金体系の選択
- ・原価の分解・配分・配賦

④ 料金表の確定

総括原価

総括原価

=

適正な原価

+

事業報酬



能率的な経営の下において必要とされる原価

=

営業費用
(人件費)
(修繕費)
(減価償却費)

+

資本費用
(支払利息)
(資産維持費)

総括原価の分解

総括原価

需要家費

水道の使用量とは関係なく、需要家(お客様)の存在自体により必要とされる固定的経費

- ・量水器
- ・検針徴収関係費など

固定費

水道の使用とは関係なく、水道需要の存在に伴い固定的に必要とされる経費

- ・施設維持管理費
- ・減価償却費
- ・支払利息など

変動費

水道の実使用に伴い発生する経費

- ・薬品費
- ・動力費など

総括原価の配賦

需要家費

固定費

変動費

準備料金

お客様の実使用水量とは関係なく、水道サービスの供給準備のために必要な原価として、お客様に賦課する定額料金

水量料金

お客様の実使用水量に応じて回収すべき原価として、給水量単位当たりに賦課される料金

基本料金

従量料金

小田原市の料金体系と料金表

	1ヶ月		2ヶ月	
家庭用	0 ~ 10 m ³	610 円	0 ~ 20 m ³	1,220 円
	11 ~ 15 m ³	80 円	21 ~ 30 m ³	80 円
	16 ~ 20 m ³	100 円	31 ~ 40 m ³	100 円
	21 ~ 30 m ³	140 円	41 ~ 60 m ³	140 円
	31 ~ 50 m ³	180 円	61 ~ 100 m ³	180 円
	51 ~ m ³	190 円	101 ~ m ³	190 円
事業用	0 ~ 10 m ³	670 円	0 ~ 20 m ³	1,340 円
	11 ~ 15 m ³	115 円	21 ~ 30 m ³	115 円
	16 ~ 20 m ³	125 円	31 ~ 40 m ³	125 円
	21 ~ 30 m ³	145 円	41 ~ 60 m ³	145 円
	31 ~ 50 m ³	180 円	61 ~ 100 m ³	180 円
	51 ~ 300 m ³	220 円	101 ~ 600 m ³	220 円
	301 ~ 1,000 m ³	245 円	601 ~ 2,000 m ³	245 円
	1,001 ~ m ³	260 円	2,001 ~ m ³	260 円
浴場用	0 ~ 100 m ³	2,300 円	0 ~ 200 m ³	4,600 円
	101 ~ m ³	40 円	201 ~ m ³	40 円
臨時用	0 ~ 10 m ³	4,400 円	0 ~ 20 m ³	8,800 円
	11 ~ m ³	365 円	21 ~ m ³	365 円
共用栓	0 ~ 10 m ³	610 円	0 ~ 20 m ³	1,220 円
	11 ~ m ³	80 円	21 ~ m ³	80 円

用途別料金体系
(基本料金+逦増型)

家庭用

事業用

浴場用

臨時用

共用栓

小田原市の料金体系と料金表2

	1ヶ月		2ヶ月	
	家庭用	0 ~ 10 m ³	610 円	0 ~ 20 m ³
11 ~ 15 m ³		80 円	21 ~ 30 m ³	80 円
16 ~ 20 m ³		100 円	31 ~ 40 m ³	100 円
21 ~ 30 m ³		140 円	41 ~ 60 m ³	140 円
31 ~ 50 m ³		180 円	61 ~ 100 m ³	180 円
51 ~ m ³		190 円	101 ~ m ³	190 円

水道料金の算定

※本市の平成20年度における家庭用2ヶ月の平均水量は約40m³

基本料金

1, 220円

従量料金

$$21 \sim 30 \text{ m}^3 \quad 80 \text{ 円} \times 10 \text{ m}^3 = 800 \text{ 円}$$

$$31 \sim 40 \text{ m}^3 \quad 100 \text{ 円} \times 10 \text{ m}^3 = 1, 000 \text{ 円}$$

3, 020円

$$3, 020 \text{ 円} \times 5 / 100 = 151 \text{ 円 (消費税等相当額)}$$

$$3, 020 \text{ 円} + 151 \text{ 円} = 3, 171 \text{ 円 (40 m}^3 \text{ 水道料金)}$$

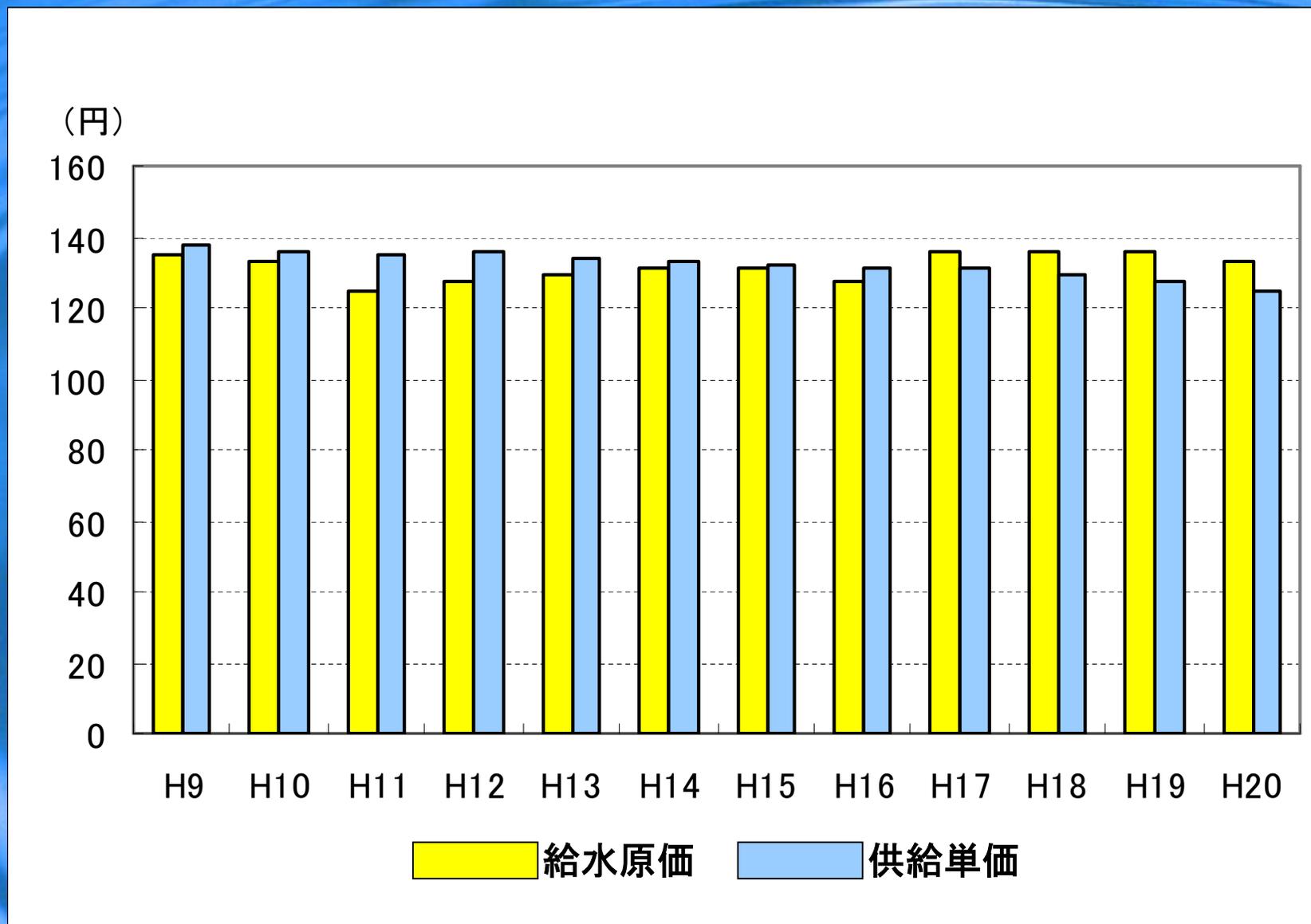
県内水道料金比較表(家庭用)

事業者	40m ³ (税込)	順位	料金改定時期	平均改定率
秦野市	2,835円	①	平成18年4月1日	0.4%
松田町	3,045円	②	平成10年4月1日	5.0%
湯河原町	3,154円	③	平成18年4月1日	7.8%
開成町	3,307円	④	平成12年4月1日	2.2%
中井町	3,360円	⑤	平成13年4月1日	13.5%
山北町	3,643円	⑥	平成12年4月1日	20.3%
南足柄市	3,937円	⑦	平成9年9月1日	21.9%
箱根町	4,042円	⑧	平成13年4月1日	14.7%
大井町	4,231円	⑨	平成11年4月1日	16.3%
愛川町	4,406円	⑩	平成10年7月1日	19.5%
座間市	4,777円	⑪	平成10年4月1日	18.5%
小田原市	4,945円	⑫	平成7年1月1日	18.7%
真鶴町	5,906円	⑬	平成17年7月1日	35.0%
川崎市	6,399円	⑭	平成7年10月1日	25.0%
横須賀市	6,667円	⑮	平成6年4月1日	25.0%
神奈川県	6,689円	⑯	平成18年4月1日	12.3%
三浦市	7,528円	⑰	平成14年6月1日	24.3%
横浜市	7,776円	⑱	平成13年4月1日	12.1%

県内水道料金比較表(事業用)

事業体	150m ³ (税込)	順位
開成町	13,125円	①
湯河原町	13,434円	②
山北町	20,443円	③
南足柄市	21,105円	④
松田町	21,630円	⑤
中井町	21,892円	⑥
愛川町	23,453円	⑦
秦野市	24,465円	⑧
大井町	24,470円	⑨
箱根町	25,173円	⑩
座間市	30,219円	⑪
小田原市	30,366円	⑫
神奈川県	35,912円	⑬
川崎市	36,471円	⑭
横須賀市	38,944円	⑮
三浦市	39,511円	⑯
横浜市	42,783円	⑰
真鶴町	46,084円	⑱

給水原価と供給単価



県内事業体給水原価と供給単価比較

順位	事業体名	給水原価	供給単価	差引損益
1	開成町	93.55	① 81.36	△ 12.19
2	湯河原町	94.81	② 89.27	△ 5.54
3	山北町	98.15	⑥ 109.20	11.05
4	松田町	102.74	④ 94.39	△ 8.35
5	秦野市	110.28	③ 93.20	△ 17.08
6	南足柄市	115.58	⑦ 110.96	△ 4.62
7	大井町	118.03	⑤ 104.29	△ 13.74
8	中井町	130.79	⑩ 132.40	1.61
9	小田原市	132.87	⑨ 124.22	△ 8.65
10	座間市	133.84	⑧ 114.26	△ 19.58
10	愛川町	148.56	⑪ 135.22	△ 13.34
12	川崎市	165.99	⑫ 153.07	△ 12.92
13	箱根町	170.78	⑯ 193.07	22.29
14	神奈川県	171.91	⑬ 164.90	△ 7.01
15	横須賀市	172.43	⑭ 173.81	1.38
16	横浜市	183.64	⑮ 177.60	△ 6.04
17	三浦市	209.70	⑰ 208.19	△ 1.51
18	真鶴町	225.03	⑱ 223.74	△ 1.29
平均		143.26	137.95	△ 5.31

企業会計フロー

収益的収支

【収入】

営業収益				営業外収益				
給水収益	受託工事収益	その他	預金利息	加入金	審査手数料	補助金	その他	

【支出】

営業費用						営業外費用		利益
人件費	動力費	薬品費	修繕費	減価償却費	資産減耗費	その他	支払利息	

補てん財源

損益勘定留保資金	利益剰余金	
	積立金	未処分利益剰余金

資本的収支

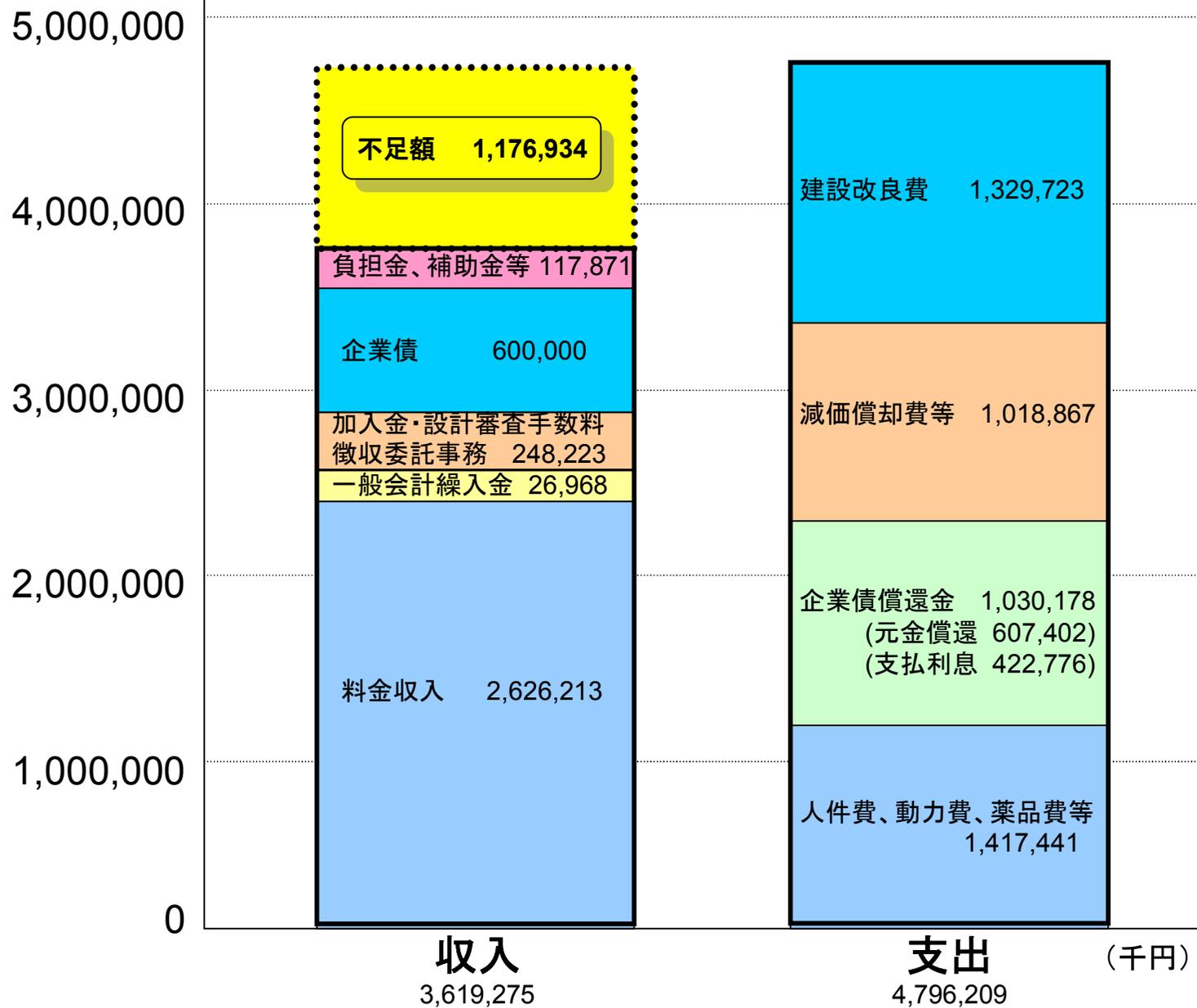
【収入】

企業債	工事負担金	補助金	その他	補てん財源
-----	-------	-----	-----	-------

【支出】

建設改良費	企業債償還金	その他
-------	--------	-----

平成20年度
水道事業収支状況



県内水道料金比較表【家庭用】 (一ヶ月料金20m³(税込))

差替え版

事業者	20m ³ (税込)	順位	料金改定時期	平均改定率
秦野市	1,015円	1	平成18年4月1日	0.4%
松田町	1,417円	2	平成10年4月1日	5.0%
中井町	1,417円	2	平成13年4月1日	13.5%
山北町	1,438円	4	平成12年4月1日	20.3%
湯河原町	1,514円	5	平成18年4月1日	7.8%
南足柄市	1,522円	6	平成9年9月1日	21.9%
開成町	1,575円	7	平成12年4月1日	2.2%
小田原市	1,585円	8	平成7年1月1日	18.7%
大井町	1,606円	9	平成11年4月1日	16.3%
座間市	1,732円	10	平成10年4月1日	18.5%
箱根町	1,785円	11	平成13年4月1日	14.7%
愛川町	2,012円	12	平成10年7月1日	19.5%
川崎市	2,215円	13	平成7年10月1日	25.0%
神奈川県	2,395円	14	平成18年4月1日	12.3%
横須賀市	2,509円	15	平成6年4月1日	25.0%
横浜市	2,578円	16	平成13年4月1日	12.1%
三浦市	2,971円	17	平成14年6月1日	24.3%
真鶴町	3,254円	18	平成17年7月1日	35.0%

財政推計表（料金改定なし 起債3億円）

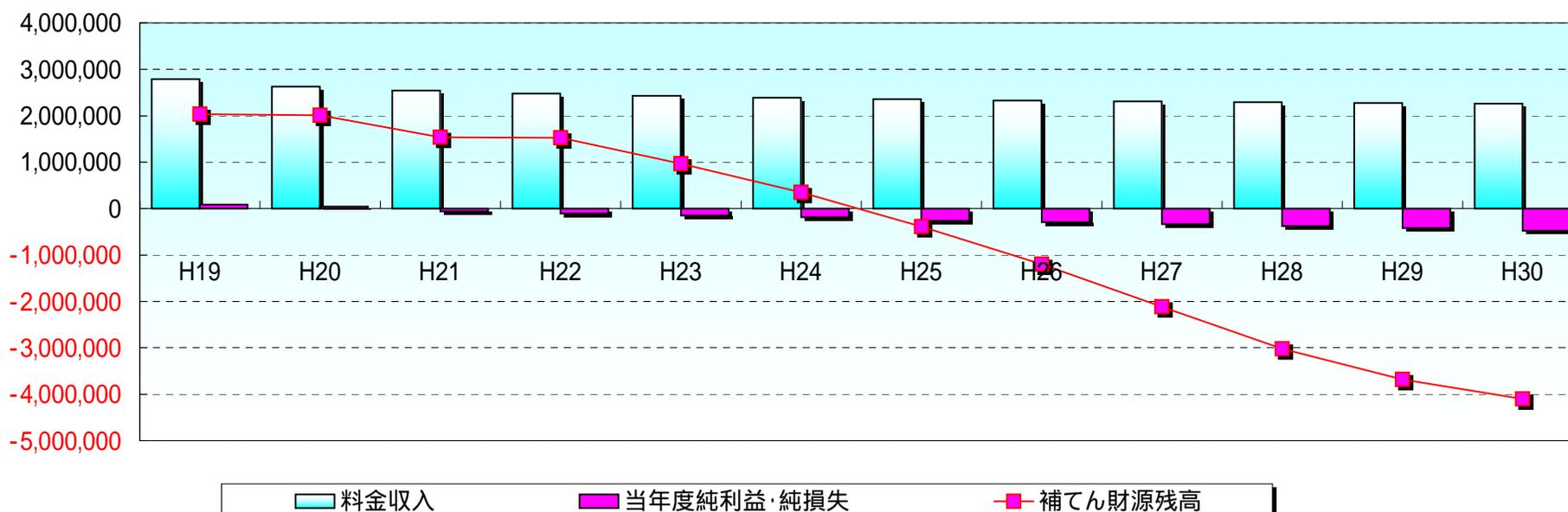
決算額 決算額 推計額

(千円)

収益的収支		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入	料金収益	2,790,391	2,626,213	2,541,019	2,478,142	2,428,380	2,388,432	2,355,966	2,329,292	2,307,171	2,288,664	2,273,061	2,259,817
	一般会計繰入金	28,201	26,968	25,676	24,322	22,902	21,413	19,852	18,241	16,497	14,695	12,805	10,821
	その他収益	274,860	248,223	255,520	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674
	小計(A)	3,093,452	2,901,404	2,822,215	2,806,138	2,754,956	2,713,519	2,679,492	2,651,207	2,627,342	2,607,033	2,589,540	2,574,312
支出	人件費、作業費、その他	1,508,563	1,417,441	1,397,472	1,398,976	1,398,333	1,403,231	1,471,514	1,467,044	1,466,628	1,461,779	1,461,186	1,470,343
	減価償却費等	1,035,787	1,018,867	1,065,080	1,113,021	1,115,448	1,125,494	1,119,603	1,147,289	1,184,302	1,227,037	1,264,459	1,314,949
	支払利息等	466,121	422,776	418,970	403,928	392,112	369,860	350,751	332,054	314,334	297,477	281,220	265,405
	小計(B)	3,010,471	2,859,084	2,881,522	2,915,925	2,905,893	2,898,585	2,941,868	2,946,387	2,965,264	2,986,293	3,006,865	3,050,697
利益(A) - (B)		82,981	42,320	-59,307	-109,787	-150,937	-185,066	-262,376	-295,180	-337,922	-379,260	-417,325	-476,385

資本的収支		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入	企業債	450,000	600,000	600,000	600,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	負担金、補助金等	306,308	117,871	128,825	87,767	89,187	90,676	92,237	93,875	95,592	97,394	99,284	101,268
	小計(C)	756,308	717,871	728,825	687,767	389,187	390,676	392,237	393,875	395,592	397,394	399,284	401,268
前年度充当金額(C')		46,893	146,669										
支出	建設改良費	998,722	1,319,411	1,637,529	1,101,937	1,316,937	1,349,937	1,366,937	1,428,937	1,533,937	1,526,937	1,270,937	1,002,937
	企業債償還金	949,949	607,402	630,359	638,277	639,566	655,097	671,362	678,631	681,525	685,343	683,127	691,028
	その他改良費等	10,754	10,312	10,000	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312
	小計(D)	1,959,425	1,937,125	2,277,888	1,749,526	1,965,815	2,014,346	2,047,611	2,116,880	2,224,774	2,221,592	1,963,376	1,703,277
翌年度繰越し支出額(E)		146,669	74,016										
収支不足額(C)-(D)-(E)+(C')		-1,302,893	-1,146,601	-1,549,063	-1,061,759	-1,576,628	-1,623,670	-1,655,374	-1,723,005	-1,829,182	-1,824,198	-1,564,092	-1,302,009

補填財源残高		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
計		2,032,139	2,006,901	1,532,820	1,522,589	968,936	345,659	-391,788	-1,199,110	-2,113,419	-3,021,767	-3,682,932	-4,103,440



財政推計表（料金改定なし 起債6億円）

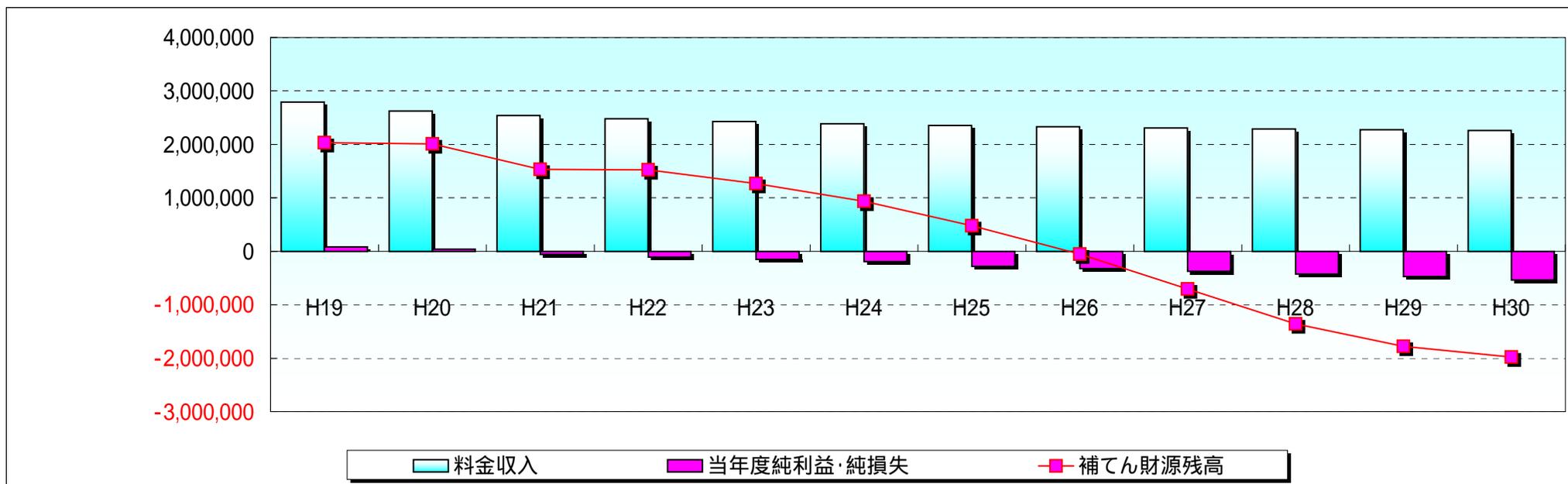
決算額 決算額 推計額

(千円)

収益的収支		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入	料金収益	2,790,391	2,626,213	2,541,019	2,478,142	2,428,380	2,388,432	2,355,966	2,329,292	2,307,171	2,288,664	2,273,061	2,259,817
	一般会計繰入金	28,201	26,968	25,676	24,322	22,902	21,413	19,852	18,241	16,497	14,695	12,805	10,821
	その他収益	274,860	248,223	255,520	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674
	小計(A)	3,093,452	2,901,404	2,822,215	2,806,138	2,754,956	2,713,519	2,679,492	2,651,207	2,627,342	2,607,033	2,589,540	2,574,312
支出	人件費、作業費、その他	1,508,563	1,417,441	1,397,472	1,398,976	1,398,333	1,403,231	1,471,514	1,467,044	1,466,628	1,461,779	1,461,186	1,470,343
	減価償却費等	1,035,787	1,018,867	1,065,080	1,113,021	1,115,448	1,125,494	1,119,603	1,147,289	1,184,302	1,227,037	1,264,459	1,314,949
	支払利息等	466,121	422,776	418,970	403,928	392,112	378,860	368,751	359,054	350,334	342,477	335,159	328,035
	小計(B)	3,010,471	2,859,084	2,881,522	2,915,925	2,905,893	2,907,585	2,959,868	2,973,387	3,001,264	3,031,293	3,060,804	3,113,327
利益(A) - (B)		82,981	42,320	-59,307	-109,787	-150,937	-194,066	-280,376	-322,180	-373,922	-424,260	-471,264	-539,015

資本的収支		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入	企業債	450,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
	負担金、補助金等	306,308	117,871	128,825	87,767	89,187	90,676	92,237	93,875	95,592	97,394	99,284	101,268
	小計(C)	756,308	717,871	728,825	687,767	689,187	690,676	692,237	693,875	695,592	697,394	699,284	701,268
前年度充当金額(C')		46,893	146,669										
支出	建設改良費	998,722	1,319,411	1,637,529	1,101,937	1,316,937	1,349,937	1,366,937	1,428,937	1,533,937	1,526,937	1,270,937	1,002,937
	企業債償還金	949,949	607,402	630,359	638,277	639,566	655,097	671,362	678,631	681,525	685,343	691,331	707,684
	その他改良費等	10,754	10,312	10,000	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312
	小計(D)	1,959,425	1,937,125	2,277,888	1,749,526	1,965,815	2,014,346	2,047,611	2,116,880	2,224,774	2,221,592	1,971,580	1,719,933
翌年度繰越し支出額(E)		146,669	74,016										
収支不足額(C)-(D)-(E)+(C')		-1,302,893	-1,146,601	-1,549,063	-1,061,759	-1,276,628	-1,323,670	-1,355,374	-1,423,005	-1,529,182	-1,524,198	-1,272,296	-1,018,665

補填財源残高		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
計		2,032,139	2,006,901	1,532,820	1,522,589	1,268,936	936,659	481,212	-53,110	-703,419	-1,356,767	-1,780,075	-1,979,869



財政推計表（平成23年度料金改定 改定率23%UP 起債3億円）

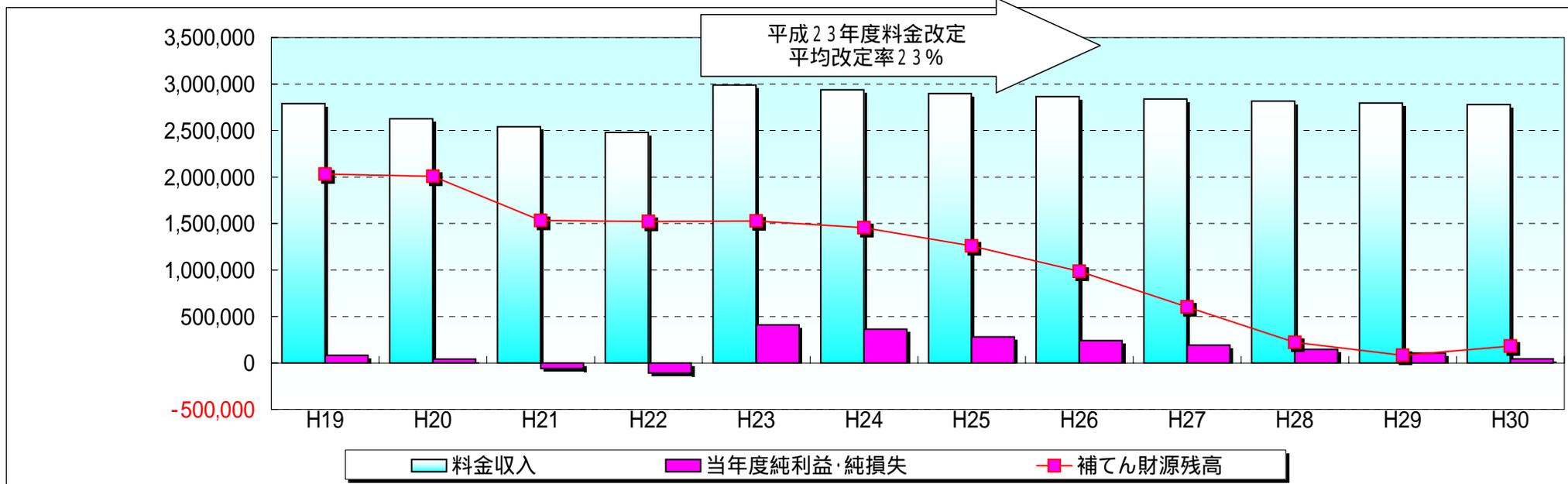
決算額 決算額 推計額

(千円)

収益的収支		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入	料金収益	2,790,391	2,626,213	2,541,019	2,478,142	2,986,907	2,937,771	2,897,838	2,865,029	2,837,820	2,815,056	2,795,865	2,779,574
	一般会計繰入金	28,201	26,968	25,676	24,322	22,902	21,413	19,852	18,241	16,497	14,695	12,805	10,821
	その他収益	274,860	248,223	255,520	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674
	小計(A)	3,093,452	2,901,404	2,822,215	2,806,138	3,313,483	3,262,858	3,221,364	3,186,944	3,157,991	3,133,425	3,112,344	3,094,069
支出	人件費、作業費、その他	1,508,563	1,417,441	1,397,472	1,398,976	1,398,333	1,403,231	1,471,514	1,467,044	1,466,628	1,461,779	1,461,186	1,470,343
	減価償却費等	1,035,787	1,018,867	1,065,080	1,113,021	1,115,448	1,125,494	1,119,603	1,147,289	1,184,302	1,227,037	1,264,459	1,314,949
	支払利息等	466,121	422,776	418,970	403,928	392,112	369,860	350,751	332,054	314,334	297,477	281,220	265,405
	小計(B)	3,010,471	2,859,084	2,881,522	2,915,925	2,905,893	2,898,585	2,941,868	2,946,387	2,965,264	2,986,293	3,006,865	3,050,697
利益(A) - (B)		82,981	42,320	-59,307	-109,787	407,590	364,273	279,496	240,557	192,727	147,132	105,479	43,372

資本的収支		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入	企業債	450,000	600,000	600,000	600,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	負担金、補助金等	306,308	117,871	128,825	87,767	89,187	90,676	92,237	93,875	95,592	97,394	99,284	101,268
	小計(C)	756,308	717,871	728,825	687,767	389,187	390,676	392,237	393,875	395,592	397,394	399,284	401,268
前年度充当金額(C')		46,893	146,669										
支出	建設改良費	998,722	1,319,411	1,637,529	1,101,937	1,316,937	1,349,937	1,366,937	1,428,937	1,533,937	1,526,937	1,270,937	1,002,937
	企業債償還金	949,949	607,402	630,359	638,277	639,566	655,097	671,362	678,631	681,525	685,343	683,127	691,028
	その他改良費等	10,754	10,312	10,000	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312
	小計(D)	1,959,425	1,937,125	2,277,888	1,749,526	1,965,815	2,014,346	2,047,611	2,116,880	2,224,774	2,221,592	1,963,376	1,703,277
翌年度繰越し支出額(E)		146,669	74,016										
収支不足額(C)-(D)-(E)+(C')		-1,302,893	-1,146,601	-1,549,063	-1,061,759	-1,576,628	-1,623,670	-1,655,374	-1,723,005	-1,829,182	-1,824,198	-1,564,092	-1,302,009

補填財源残高		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
計		2,032,139	2,006,901	1,532,820	1,522,589	1,527,463	1,453,525	1,257,950	986,365	602,705	220,749	82,388	181,637



財政推計表（平成23年度料金改定 改定率23%UP 起債6億円）

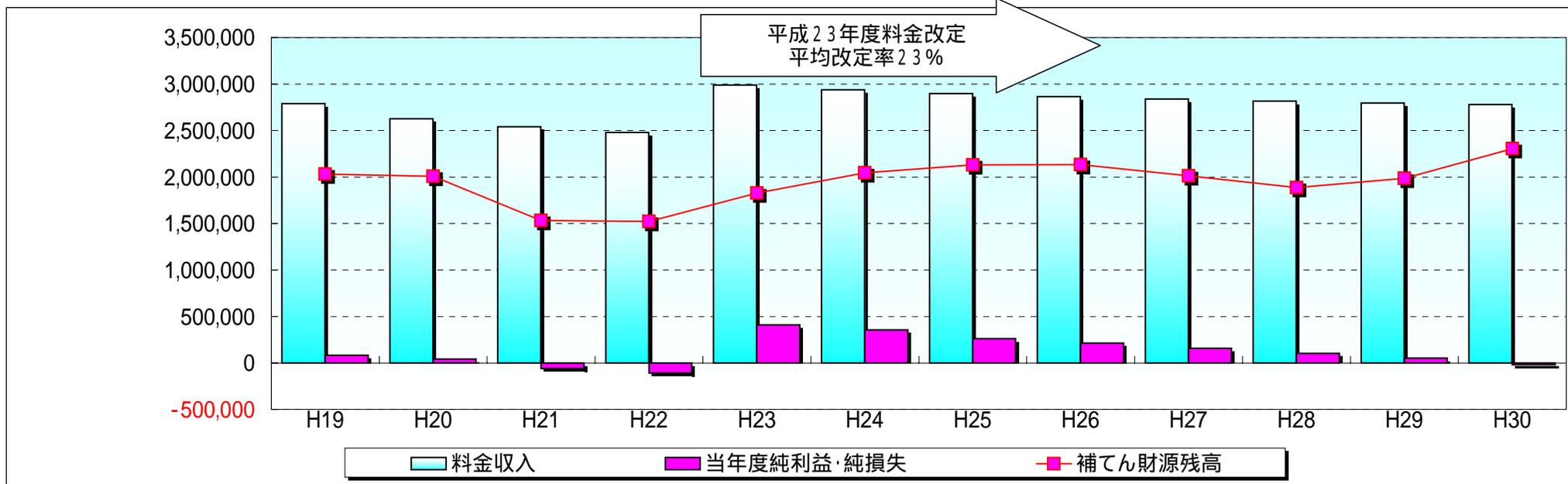
決算額 決算額 推計額

(千円)

収益的収支		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入	料金収益	2,790,391	2,626,213	2,541,019	2,478,142	2,986,907	2,937,771	2,897,838	2,865,029	2,837,820	2,815,056	2,795,865	2,779,574
	一般会計繰入金	28,201	26,968	25,676	24,322	22,902	21,413	19,852	18,241	16,497	14,695	12,805	10,821
	その他収益	274,860	248,223	255,520	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674
	小計(A)	3,093,452	2,901,404	2,822,215	2,806,138	3,313,483	3,262,858	3,221,364	3,186,944	3,157,991	3,133,425	3,112,344	3,094,069
支出	人件費、作業費、その他	1,508,563	1,417,441	1,397,472	1,398,976	1,398,333	1,403,231	1,471,514	1,467,044	1,466,628	1,461,779	1,461,186	1,470,343
	減価償却費等	1,035,787	1,018,867	1,065,080	1,113,021	1,115,448	1,125,494	1,119,603	1,147,289	1,184,302	1,227,037	1,264,459	1,314,949
	支払利息等	466,121	422,776	418,970	403,928	392,112	378,860	368,751	359,054	350,334	342,477	335,159	328,035
	小計(B)	3,010,471	2,859,084	2,881,522	2,915,925	2,905,893	2,907,585	2,959,868	2,973,387	3,001,264	3,031,293	3,060,804	3,113,327
利益(A) - (B)		82,981	42,320	-59,307	-109,787	407,590	355,273	261,496	213,557	156,727	102,132	51,540	-19,258

資本的収支		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入	企業債	450,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
	負担金、補助金等	306,308	117,871	128,825	87,767	89,187	90,676	92,237	93,875	95,592	97,394	99,284	101,268
	小計(C)	756,308	717,871	728,825	687,767	689,187	690,676	692,237	693,875	695,592	697,394	699,284	701,268
前年度充当金額(C')		46,893	146,669										
支出	建設改良費	998,722	1,319,411	1,637,529	1,101,937	1,316,937	1,349,937	1,366,937	1,428,937	1,533,937	1,526,937	1,270,937	1,002,937
	企業債償還金	949,949	607,402	630,359	638,277	639,566	655,097	671,362	678,631	681,525	685,343	691,331	707,684
	その他改良費等	10,754	10,312	10,000	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312
	小計(D)	1,959,425	1,937,125	2,277,888	1,749,526	1,965,815	2,014,346	2,047,611	2,116,880	2,224,774	2,221,592	1,971,580	1,719,933
翌年度繰越し支出額(E)		146,669	74,016										
収支不足額(C)-(D)-(E)+(C')		-1,302,893	-1,146,601	-1,549,063	-1,061,759	-1,276,628	-1,323,670	-1,355,374	-1,423,005	-1,529,182	-1,524,198	-1,272,296	-1,018,665

補填財源残高		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
計		2,032,139	2,006,901	1,532,820	1,522,589	1,827,463	2,044,525	2,130,950	2,132,365	2,012,705	1,885,749	1,985,245	2,305,208



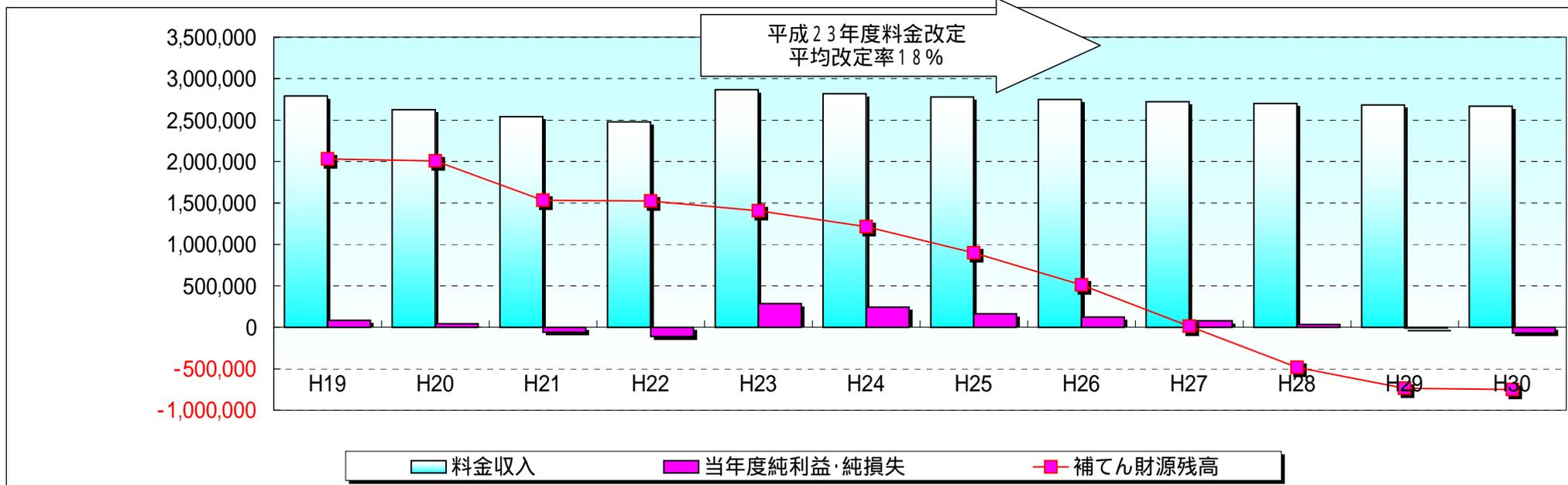
財政推計表（平成23年度料金改定 改定率18%UP 起債3億円）

決算額 決算額 推計額 (千円)

収益的収支		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入	料金収益	2,790,391	2,626,213	2,541,019	2,478,142	2,865,488	2,818,349	2,780,039	2,748,564	2,722,461	2,700,623	2,682,211	2,666,584
	一般会計繰入金	28,201	26,968	25,676	24,322	22,902	21,413	19,852	18,241	16,497	14,695	12,805	10,821
	その他収益	274,860	248,223	255,520	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674
	小計(A)	3,093,452	2,901,404	2,822,215	2,806,138	3,192,064	3,143,436	3,103,565	3,070,479	3,042,632	3,018,992	2,998,690	2,981,079
支出	人件費、作業費、その他	1,508,563	1,417,441	1,397,472	1,398,976	1,398,333	1,403,231	1,471,514	1,467,044	1,466,628	1,461,779	1,461,186	1,470,343
	減価償却費等	1,035,787	1,018,867	1,065,080	1,113,021	1,115,448	1,125,494	1,119,603	1,147,289	1,184,302	1,227,037	1,264,459	1,314,949
	支払利息等	466,121	422,776	418,970	403,928	392,112	369,860	350,751	332,054	314,334	297,477	281,220	265,405
	小計(B)	3,010,471	2,859,084	2,881,522	2,915,925	2,905,893	2,898,585	2,941,868	2,946,387	2,965,264	2,986,293	3,006,865	3,050,697
利益(A)-(B)		82,981	42,320	-59,307	-109,787	286,171	244,851	161,697	124,092	77,368	32,699	-8,175	-69,618

資本的収支		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入	企業債	450,000	600,000	600,000	600,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	負担金、補助金等	306,308	117,871	128,825	87,767	89,187	90,676	92,237	93,875	95,592	97,394	99,284	101,268
	小計(C)	756,308	717,871	728,825	687,767	389,187	390,676	392,237	393,875	395,592	397,394	399,284	401,268
前年度充当金額(C')		46,893	146,669										
支出	建設改良費	998,722	1,319,411	1,637,529	1,101,937	1,316,937	1,349,937	1,366,937	1,428,937	1,533,937	1,526,937	1,270,937	1,002,937
	企業債償還金	949,949	607,402	630,359	638,277	639,566	655,097	671,362	678,631	681,525	685,343	683,127	691,028
	その他改良費等	10,754	10,312	10,000	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312
	小計(D)	1,959,425	1,937,125	2,277,888	1,749,526	1,965,815	2,014,346	2,047,611	2,116,880	2,224,774	2,221,592	1,963,376	1,703,277
翌年度繰越し支出額(E)		146,669	74,016										
収支不足額(C)-(D)-(E)+(C')		-1,302,893	-1,146,601	-1,549,063	-1,061,759	-1,576,628	-1,623,670	-1,655,374	-1,723,005	-1,829,182	-1,824,198	-1,564,092	-1,302,009

補填財源残高		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
計		2,032,139	2,006,901	1,532,820	1,522,589	1,406,044	1,212,684	899,310	511,260	12,241	-484,148	-736,163	-749,904



財政推計表（平成23年度料金改定 改定率18%UP 起債6億円）

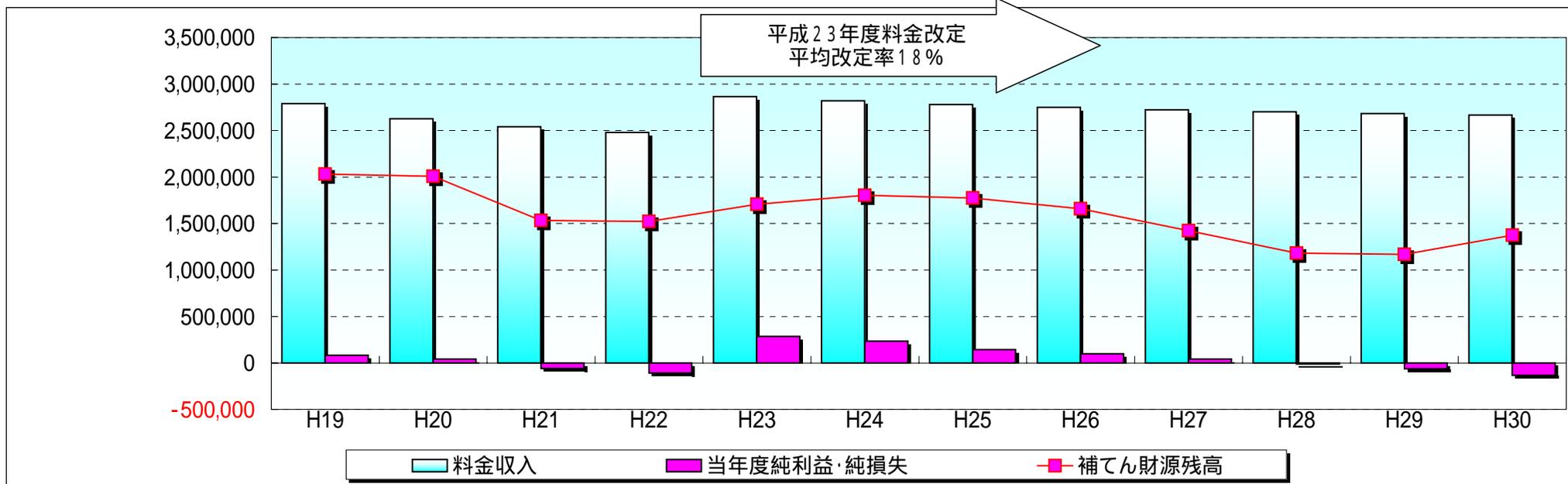
決算額 決算額 推計額

(千円)

収益的収支		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入	料金収益	2,790,391	2,626,213	2,541,019	2,478,142	2,865,488	2,818,349	2,780,039	2,748,564	2,722,461	2,700,623	2,682,211	2,666,584
	一般会計繰入金	28,201	26,968	25,676	24,322	22,902	21,413	19,852	18,241	16,497	14,695	12,805	10,821
	その他収益	274,860	248,223	255,520	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674	303,674
	小計(A)	3,093,452	2,901,404	2,822,215	2,806,138	3,192,064	3,143,436	3,103,565	3,070,479	3,042,632	3,018,992	2,998,690	2,981,079
支出	人件費、作業費、その他	1,508,563	1,417,441	1,397,472	1,398,976	1,398,333	1,403,231	1,471,514	1,467,044	1,466,628	1,461,779	1,461,186	1,470,343
	減価償却費等	1,035,787	1,018,867	1,065,080	1,113,021	1,115,448	1,125,494	1,119,603	1,147,289	1,184,302	1,227,037	1,264,459	1,314,949
	支払利息等	466,121	422,776	418,970	403,928	392,112	378,860	368,751	359,054	350,334	342,477	335,159	328,035
	小計(B)	3,010,471	2,859,084	2,881,522	2,915,925	2,905,893	2,907,585	2,959,868	2,973,387	3,001,264	3,031,293	3,060,804	3,113,327
利益(A) - (B)		82,981	42,320	-59,307	-109,787	286,171	235,851	143,697	97,092	41,368	-12,301	-62,114	-132,248

資本的収支		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
収入	企業債	450,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
	負担金、補助金等	306,308	117,871	128,825	87,767	89,187	90,676	92,237	93,875	95,592	97,394	99,284	101,268
	小計(C)	756,308	717,871	728,825	687,767	689,187	690,676	692,237	693,875	695,592	697,394	699,284	701,268
前年度充当金額(C')		46,893	146,669										
支出	建設改良費	998,722	1,319,411	1,637,529	1,101,937	1,316,937	1,349,937	1,366,937	1,428,937	1,533,937	1,526,937	1,270,937	1,002,937
	企業債償還金	949,949	607,402	630,359	638,277	639,566	655,097	671,362	678,631	681,525	685,343	691,331	707,684
	その他改良費等	10,754	10,312	10,000	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312	9,312
	小計(D)	1,959,425	1,937,125	2,277,888	1,749,526	1,965,815	2,014,346	2,047,611	2,116,880	2,224,774	2,221,592	1,971,580	1,719,933
翌年度繰越し支出額(E)		146,669	74,016										
収支不足額(C)-(D)-(E)+(C')		-1,302,893	-1,146,601	-1,549,063	-1,061,759	-1,276,628	-1,323,670	-1,355,374	-1,423,005	-1,529,182	-1,524,198	-1,272,296	-1,018,665

補填財源残高		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
計		2,032,139	2,006,901	1,532,820	1,522,589	1,706,044	1,803,684	1,772,310	1,657,260	1,422,241	1,180,852	1,166,694	1,373,667



小田原市水道料金審議会 会議録

会議名	第4回 小田原市水道料金審議会	
日時	平成21年11月16日(月) 14時～16時10分	
場所	水道局第2・3会議室	
次第	1 第3回小田原市水道料金審議会会議録の確認 2 水道料金のしくみについて 3 水道料金改定(案)説明資料(財政推計)について	
資料	・水道料金のしくみについて ・水道料金改定(案)説明資料(財政推計)について	
出席者	審議会	武松会長、茂庭副会長、大西委員、木村委員、園田委員、 岳下委員、檜山委員、三浦委員、讓原委員
	事務局 (市)	局長、次長、技術指導担当参事、営業課長、給水課長、 水質管理課長、営業課長補佐、工務課長補佐、 営業課担当者4名
傍聴者	0人	

営業課長補佐の司会により、渡辺委員の欠席の報告と第5回小田原市水道料金審議会の開催日程について、事務連絡が行われる。

(第5回小田原市水道料金審議会は、12月21日(月)午後2時～)

営業課長補佐から武松会長に進行が移り、第4回小田原市水道料金審議会が開会される。

武松会長

本日の出席委員が、委員総数の2分の1以上が出席しているため、小田原市水道料金審議会規則第5条第2項の開催要件を満たしていることを報告します。

武松会長

次第のとおり、進行させていただきます。

始めに、次第1、「第3回小田原市水道料金審議会会議録の確認について」

内容をご覧になって、言い回しや発言趣旨が違っているなど、お気付きの箇所がありましたらご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

<修正箇所の発言>

特段の修正点なし。

武松会長

続きまして、次第の2、「水道料金のしくみ」につきまして、事務局から説明をお願いします。

営業課担当者

それでは、「おだわら水道ビジョン」について、ご説明をいたします。

次の資料を使用し、別紙(P20～P22)のとおり、営業課担当者から説明がある。

・資料1「水道料金のしくみ」

武松会長

事務局から「水道料金のしくみ」につきまして、説明がありましたが、委員の皆様からご質問等がありましたらお願いいたします。

<質疑応答>

岳下委員

8 ページに料金体系と料金表 2 に 40 m³使用した場合の水道料金の計算方法について記載があるが、基本料金と従量料金の計算のうち、従量料金の計算方法について、なぜ 10 m³を乗じているのか伺いたい。

営業課担当者

水道料金は基本料金と従量料金があり、従量料金の単価は一律ではなく逓増制であります。20 m³までは基本料金の 1, 220 円ですが、その後の 21 m³から 30 m³の間は 1 m³を 80 円で販売しております。同じように 31 m³から 40 m³の間は 1 m³ 100 円、41 m³から 60 m³の間は 1 m³ 140 円となっており、使えば使うほど単価が上がる逓増制でございます。

40 m³使用した場合、40 m³うちの 20 m³は基本料金の 1, 220 円でございますが、基本料金の 20 m³を超えた残りの 20 m³分につきましては、21 m³から 30 m³までの 10 m³分は 80 円、30 m³を超えた分の 31 m³から 40 m³までの 10 m³分は 100 円という積み上げ計算になります。

茂庭副会長

2 ヶ月分 40 m³は平均使用水量から算出されたということは分かるが、次ページについては、1 ヶ月 40 m³で比較されている。なぜ、1 ヶ月 40 m³で比較しているのか。なぜ、20 m³でないのか。

営業課担当者

お客様に水道料金の請求をする際に 2 ヶ月の使用量で請求している。このため 40 m³の方が分かりやすいと思ったからです。また、基本的に他市町との比較の時には 1 ヶ月料金での比較となるためです。

茂庭副会長

1 ヶ月 40 m³という使用量は、大量に使用する家庭である。7～8 人家族である。2 ヶ月に 40 m³使用した場合の 1 ヶ月当たりの料金で比較するのであれば理解できるが、1 ヶ月 40 m³という使用量での比較は標準的でない。

営業課長

標準的な比較表に修正させていただく。

9 ページ、10 ページについて標準的な使用量で作成いたします。

園田委員

総括原価について、需要家費と固定費、変動費とあるが、需要家費は固定費に入るものではないかと考えるが、このように分ける意味合いについて伺いたい。通常、固定費と変動費で原価としている中で、あえて需要家費を出してこなければならぬ理由を伺いたい。

営業課長

需要家費、固定費の考え方は同じである。量水器は取替え年度により変動があるものであり、また検針徴収関係費についても検針徴収数により変動があるものである。ただし、水道の使用量とは関係なく掛かってくる経費であるので、考え方としては固定費となってくるものである。

園田委員

給水原価と供給単価について、平成17年から逆転をしている。他の事業体でも同じと言えるということだが、一番大きな理由は何か。

営業課長

一番大きな理由としては、片浦地区簡易水道の統合によるものである。片浦地区は簡易水道特別会計を組んでいた。片浦は給水人口が少ないので、統合による給水人口の増は少なかった。しかし、給水人口の割合に対して片浦地区の施設の維持管理費、統合前に借入れた企業債の割合が大きかった。給水人口に対して、掛かる費用が増えたことによるものである。また、他の事業体の理由としては、コスト削減や節水意識の高まりによる給水量の減少によるものではないかと考えられる。

大西委員

普通、物は作れば作るほど安くなり、また使えば使うほど安くなるという論理があるが、逦増・逦減制について伺いたい。

営業課長

現料金体系は使えば使うほど高くなる逦増制である。
理由としては、たくさん使用する方に対しては管を太くする必要があり、そのための設備費が多くなる。使用者から見た場合、多く使えば安くなるという逦減制ではないかと考えるが、供給する側としては、使用水量に見合った設備費が必要になるため逦増制を採っている。
本審議会の中では、使用者側から見たご意見もいただきながら審議をお願いしたい。ただ、逦減制となった場合、値上げした場合の改定率をどこの料金帯で吸収するかが問題となってくる。

譲原委員

スライド5に総括原価の記載があるが、需要家費に「水道の使用量とは関係なく」、固定費に「水道の使用とは関係なく」、またスライド6の準備料金に「お客様の実使用水量とは関係なく」とある。これをストレートに読んだ場合、基本料金が低い価格になると思われる。これはどのような考え方となるのか。基本料金で回収する費用が相当額になると思われる。

営業課長

本来であれば、基本料金が相当値上がりすることとなる。基本料金を高い料金にした場合、需要者、特に高齢者や単身世帯に、水道水を使っても使わなくても相当額の負担が掛かることとなる。現行の2ヶ月の基本料金1,220円では賄いきれなくなる。今回の改定では基本料金である程度の費用回収をしなければならない。基本料金をこのままにした場合には、これまでどおりの逦増制を継続しなければならないこととなる。

譲原委員

基本水量の10m³は以前からか。

営業課長

以前からである。

檜山委員

一部料金制と二部料金制の説明があつたが、一部料金制とはどのようなものか。

営業課担当者

一部料金制とは、極端な例ですと基本料金のみ、または基本料金はなしで、従量制のみという料金体系のことである。基本料金と従量制を組み合わせたものが、二部料金制である。

檜山委員

スライド7の表のうち、2ヶ月の列で見た場合、事業用の基本水量は20m³、浴場用は200m³というように理解すればよいのか。

また、事業用の基本水量の設定が家庭用の基本水量の設定と同じであるが、どれくらいの使用水量から事業用となるのか。

営業課担当者

基本水量の見方については、委員の言われるとおりである。

次に、家庭用とは一般の住居の用に供するものとなっており、それ以外のものが事業用である。工場や大型店舗をご想像されているようであるが、事務所や個人商店なども一般の住居の用に供していない場合は事業用となる。

檜山委員	基本水量の設定は、事業者ごとに決められるのか。
営業課担当者	そのとおりである。
営業課長	家庭用と事業用の基本料金はそれほど変わらないが、増増料金に差があり、相対的に見ると家庭用と事業用の料金比率は、事業用の方が約1.3倍高くなっている。
木村委員	小田原は水資源に恵まれており、水道料金は安いと感じていた。小田原の原水は無料であるとのことであるが、例えば、今の状態で横浜に持っていった時に、この計算でやるとすると水道料金は何倍くらいになるか。横浜市は酒匂川から取水した水を買っている。その元となるものの割合はどれくらいを占めているのか。
営業課長	<p>横浜に行くまでの間に酒匂川の水が通る各施設があり、企業団がそこから水を買うことになるが、その割合のことを言われていると思うが、横浜市の水道料金のうちどれだけの割合を占めているかは、横浜市に確認してみないと分からない。</p> <p>9 ページに県内事業者の水道料金の比較表があり、小田原市が約5,000円で横浜市が約7,700円であるが、このくらいの違いがあるのではないかと思われる。事業者により買っている水量と事業者までの距離も違う。また、本市と秦野市などと比べて、水道料金なぜ違うかと言うと、水源が上にある事業者と下にある事業者では違いがある。上にある事業者では、土地の傾斜を利用して送水しているので、ポンプで送水する必要がない。本市の場合は、高田に浄水場があるので、配水のために中河原や久野、小峰などにポンプで送水しなければならないので、その費用が掛かるのである。上流域の事業者は、この費用が掛からないため料金が安くなる。さらに本市の場合、約7割が酒匂川の表流水である。表流水と比較した場合、井戸水の方が水道水を作るための費用が安くなる。立地条件によっても料金が違ってくるものである。</p>

岳下委員

水道ビジョンに供給単価の計算方法が載っている。給水収益／有収水量となっている。水道料金を収納できていない割合はどれくらいか。

営業課長

水道料金の滞納については減っている。当該年度を除く過年度5年分が滞納分である。今年度は平成20年から平成16年が滞納分としてある。以前は過年度5年分の滞納額は約1億6千万円であった。

しかしながら、平成20年度分については、調定金額で見ると約27億5千万円の収入になるが、このうちの滞納額は約400万円である。収納率にすると約99.85%である。

このように高い収納率を確保できる理由としては、以前は3回分滞納をすると給水停止を行っていたが、現在はこれを2回分としている。また、コンビニ収納を開始したことも大きい。銀行が窓口業務を行っていないことを理由に支払いを拒んでいる方がいられたが、現在はコンビニやアークロード、マロニエで支払いができるため収納率の確保ができたのである。平成19年から水道料金等徴収業務委託を行っている。委託事業者と共に、滞納等について厳しく対応するようにしている。

三浦委員

井戸水の方が安く水道水を作ることができるという話があったが、個人的には井戸水の方が、酒匂川の表流水よりも安心安全で美味しいイメージがある。例えば、もっと井戸水を利用するような発想はできないのか。

水質管理課長

高田浄水場で約60,000m³の水を取水しているが、これを市内各所の地下水から取水した場合、足柄平野の地下水に大きく影響を及ぼすこととなる。小田原市でたくさんの地下水を汲み上げた場合、上流域の事業体の井戸（水源）が枯渇してしまう恐れがある。現実には地下水の方が安い、足柄平野の地下水の現状を考えると井戸水を大量に取ることができないのが現状である。

営業課長

上流部は井戸水を利用しているため料金が安い、水源の枯渇などが起こった場合には水道事業に影響がある。安定供給という面を考えると酒匂川の安定した表流水を水源に事業を行っていかなければならない。

水質管理課長

足柄上地区の事業者は、井戸水の枯渇を非常に心配している。また、地下水は一回汚染されると回復ができない。水量を確保しないと水道事業が行えないので、足柄上地区の事業者は、地下水だけでは不安であるという水源問題を常に懸念している状況である。

川の方が安定的に取水できる。また、酒匂川はきれいである。水道事業は、いい水を大量に確保できるかが一番重要であるが、本市はこれが確保されているので、水源の問題はないということである。

檜山委員

スライド9・10に県内の水道料金比較表が家庭用・事業用共に提示されている。事業用については150m³となっている。本市において、このくらいの規模の事業所の場合は、このくらいの使用量・料であるとか、お年寄り世帯など少量使用だとこのくらいの使用量・料、また平均的な家庭の使用量・料の場合は、これくらいなど、イメージが出来るよう、2・3種類の比較を示していただくと分かりやすくなる。

営業課長

特定の会社については提示しにくい。本市では2ヶ月で約57,000m³を使用する会社が一社ある。本市は甲地区・乙地区という地区に別けて交互に検針を行っているが、それぞれの地区の使用水量上位30社のデータがある。この2地区のうち、乙地区の上位30社では極端に使用水量が違ってくる。約57,000m³から約2,400m³までと差があるので、平均ということとなると難しい。上位30社とは大口需要者である。普通の事務所などを含めて平均にすると約150m³となる。ただ、料金値上げによる影響は、大口需要者の方が大きくなる。

檜山委員

今後、料金改定率の審議を行っていくが、全体の収支状況の中での改定率という考え方もあるが、それぞれの家庭や事業所で、これくらいの改定率にした場合、このくらいの層にこれくらい影響があるなど、改定率の設定の仕方を考えるに当たって、現在の状況ではどのようになっているのか、分布的なデータがあれば見てみたい。

営業課長

上位30社だどこのくらいの改定率で、このくらいの影響があるなど、提示することはできるが、上位3社とその他の会社では差がある。事業用の中の事業種別ごとのデータはない。データを抽出して2・3種類の比較を作成する。

茂庭副会長	小田原市で地下水専用水道を利用されている需要家がどれくらいいるのか、情報を持っているか。
工務課長補佐	県から資料は貰っている。
営業課長	水道局ではデータを取っていない。 昨年、大型店舗が地下水にしたことにより、年間約4,000万円の減収という影響があった。
大西委員	大型店舗などが進出する場合に市の上水道を使用することを念頭に置いて交渉できればよいと思われる。
営業課長	そこまでの規制を掛けられない。当時は企業に来てもらいたいという考えがあったのかも知れない。 地下水の場合でも下水は流すので、下水道使用料はそのままとなる。 地下水には塩水化や安定的な供給という問題はあるが、一度、地下水になると水道への切り替えは、なかなか行われぬ。
武松会長	塩水化とは、地下水と海水でバランスをとっているのだが、地下水を取り過ぎてしまうと、海水の塩が地下水の中に入ってしまうという影響である。
営業課長	おだわら水道ビジョンを検討した際に委員会の中で、井戸水の規制を加えるべきという答申をいただいたが、環境問題となるので、水道局として規制をすることはできないものである。
営業課長	次回の審議会において、使用量と改定率に応じて料金がどのようになるか、シミュレーションをしたものを提示させていただく。
武松会長	今回の審議会では大枠を確認させていただいて、次回以降、詳細な審議になると思われるので、モデル的なものの提示をお願いしたい。例えば、上位数社や一般家庭、単身世帯など、会社については会社名を伏せていただき、料金改定を行った場合の料金について提示をお願いしたい。
営業課長	2・3種類のパターンを作成いたします。

岳下委員 モデルケースが全体のどれくらいの割合を占めているかというデータの提示はできるか。

営業課長 使用水量のデータがあるので、水量の幅を設けて、家庭用・事業用についてそれぞれグラフにさせていただく。

武松会長 続きまして、次第の3、「料金改定（案）説明資料（財政推計）」につきまして、事務局から説明をお願いします。

営業課長補佐 それでは、「料金改定（案）説明資料（財政推計）」について、ご説明をいたします。

次の資料を使用し、別紙（P23～P24）のとおり、営業課長補佐から説明がある。

- ・資料2「財政推計表」

武松会長 事務局から「料金改定（案）説明資料（財政推計）」につきまして、説明がありましたが、委員の皆様からご質問等がありましたらお願いいたします。

先ほど起債3億円、6億円とありましたが、起債とはいわゆる借金でございます。3億円、6億円の根拠は、資本的収支にございます企業債償還金が、例えば、平成21年度では約6億3千万円でございますので、これより借入れる額が少なければ将来的に借金の残高が減っていくという根拠で6億円、または半分の3億円でシミュレーションを出したものでございます。

<質疑応答>

譲原委員

支出の費目別の積み上げするというようなものは出していただけるのか。例えば人件費について職員計画をどのように設定し、人件費がどのように積算されたのか。そのようなところを見てみたいと思うのですが、そのようなデータを出す用意はあるのですか。

ビジョンにおいて色々と方針がありますね。また具申の中にもありますが、「管路・施設の耐震化と老朽化施設の更新を着実に実施していく」これは当然この中に入っていることと思いますが、各年度このための工事がどれくらい執行されているのか。それから、執行してもそれがそのまま原価となる訳ではないので、そのために、この年度に給水原価として算入される金額、それが各年度どれだけの負担になっているのか。例えば端的に言って減価償却費も当然に入ってくる。それから、「経費の節減に向けて最大限の努力をする」というような具申がありますが、この年度中で経営努力によってどれくらいの経費の節減を図っていくのか。こういうところを見せていただくものはないのですか。

細かなところまでは無くても、どういう考え方で積み上げてきたのかというものがあるのではないかと思う。数字ではなく、数字は結果としてそのような数字になるのでしょうかけれども、例えば職員計画は、こういう考え方で職員の増減を図ったなど、考え方があると思う。そういうところが整理されてものがあればとお尋ねしたいのですが。

営業課長

細かい積み上げは行っている。根拠については次回提示させていただく。

譲原委員

各年度の工事の執行についてもお分かりになりますか。

営業課長

財政推計表の資本的収支に建設改良費の欄があるが、今後10年間分の建設改良費が入っている。

譲原委員

それが給水原価として今期財政計画の中に入っているのか。
減価償却費はいかがか。

営業課長

給水原価としては、現時点では計算していない。
減価償却費は算入している。

譲原委員

ビジョンの説明があった時に、百数十億円という金額が必要なので料金を値上げしたいというお話しがあったと思いますが、それとの連動性をお伺いしたい。料金原価の中にそれがいくら入ったのか。

営業課長 建設改良費の中に、今後10年間に必要な約128億円の建設費が入っている。また、その分の減価償却費も収益的収支の中の減価償却費等の欄に算入されている。

譲原委員 ビジョンで言っている工事を実施するために、料金の値上げをお願いしておりますという話の内容として、これだけの給水原価がこの料金改定案の中に入っている。したがって、料金値上げをしなければいけないのですということを見てみたいのです。

工事をを行ったために給水原価をこれだけ引き上げることになりました、百数十億円のお金が必要なのです。だから料金の値上げをお願いしたのですという話の裏打ちがあるべきである。

営業課長 年度ごとに給水原価を計算した結果を提示させていただく。

檜山委員 財政推計表の建設改良費は、以前の審議会で説明いただいた年次別事業計画の事業費の合計額と理解してよいのか。

営業課長 そのとおりである。

大西委員 片浦地区の分も入っているのか。

工務課長補佐 片浦地区は施設が比較的新しいため、更新などの事業はない。

工務課長補佐 年次別事業計画と財政推計表の数字が若干違う理由としては、人件費が加えられているためである。

営業課長 ビジョンと違うのは、平成20年度決算の数値を入力した。平成19年度と20年度の給水収益を見ていただくとお分かりになると思うが、約1億6,000万の減額となっている。年度途中において給水収益が落ちることが分かったので、執行を止めることができるものについては、執行を止めた、その結果、約20億円の内部留保を確保できている。ただ、平成21年度には給水収益が更に下がることとなる。

平成22年度からその他の収入を若干増やしているが、これは加入金と設計審査手数料を見込んだものである。

譲原委員	<p>この財政推計表とは関係ないが、前回の財政計画年度は相当年度延びたが、原因は何だったのか。</p> <p>給水原価の上昇が抑えられた。多分、給水量は増えていないので、給水原価の上昇が見込みよりも低かったのではないかと推定をしたのですが、その他収入が多かったのか。</p>
営業課長	<p>当時はまだマンションの建築が数多くあったため、加入金や設計審査手数料収入があった。また、その他収入としても色々と収入があった。</p>
譲原委員	<p>その他収入が相当多かったということだが、給水原価を算定するに当たって、給水原価から控除されるべき支出にその他収入があるが、それは該当されましたか。それは当然に今期財政計画の給水原価から控除したということですか。</p>
営業課長	<p>そうです。</p>
営業課長	<p>前回の料金改定は平成7年である。その前は昭和62年である。平成7年の改定では18.73%の改定を行っている。当時の値上げとしては大きいものであったため余裕があったのではないかと考える。また当時、更新事業を見込んで行っておくべきであったと考える。</p>
譲原委員	<p>加入金は、加入金算定の考え方からすると収益的収入なのか、資本的収入なのか。全額が収益的収入ですが、これは市としてはどういう考え方なのか。</p>
営業課長	<p>本来は資本的収入ではないかと思われるが、以前から収益的収入となっているものである。</p>
園田委員	<p>平均改定率23%の平均とはどのような意味なのか。</p>
営業課長	<p>家庭用・事業用など全て23%の値上げを行うことである。</p>
営業課担当者	<p>現在は財政推計表の料金収益に単純に23%を乗じて算出している。</p>

茂庭副会長

小田原市は県水から直接供給を受けている方がいられる。現在、価格差があると思われるが、この改定により差がどのように変わってくるのか。モデルケースでも構わないので、比較を示してほしい。

営業課長

現在、県水は本市と比較すると約1.5倍である。
次回、モデルケースの提示させていただく。

営業課長

平均改定率23%という根拠であるが、財政推計表の3枚目をご覧ください。平成30年に収益的収支で利益が出ていますが、ここがプラスとなるのが23%であることからである。次に4枚目をご覧ください。3枚目と同じ改定率であるが、平成30年は収益的収支が赤字になる。これは、起債を6億円にしているため支払利息が増えたことによるものである。

また、起債を3億円にした理由は、現在、起債残高は約119億円であるが、理想を言えばその残高を10年後には約90億円としたい。給水収益が減っているので、起債の残高を減らしていかないと後年度に負担が掛かってしまうためである。

仮に23%アップして起債を6億円とした場合、平成30年度の補てん財源残高は約23億円となるが、この場合には6億円の起債は必要がなくなる。このような場合には、その年度ごとに起債額の判断をすることとなる。

木村委員

現在、小田原市内のアパートの入居状況は7割程度である。23%の改定率で10年後が見込めるものなのか。

大西委員

独居老人や単身世帯も今後増える傾向にある。

営業課長

23%という改定率は、あくまで数字上のものであり、収益的収支の利益を保つためのものである。

平成7年の改定率は18.73%、昭和62年の改定率は15.6%である。また、県水は平成18年に12.3%、平成9年に21.5%の値上げを行っている。現時点では今回の改定率は23%であるが、これを一度に値上げするものなのか、2回に分けて値上げするものなのかご審議いただきたい事項である。

まず現状をご理解していただきたい。現状では、借金をしていても平成25年、26年には破綻ということになる。仮に23%値上げし、起債3億円にした場合には、平成30年まではもつこととなるが、これでいいか、ご判断をいただきたい。

譲原委員 単純に財政計画年度を短くすれば、料金改定率が低くなるということではないのでしょうか。

営業課長 そうです。

園田委員 単純に23%改定をすれば、支払いが23%増えるということか。

営業課長 そうです。
現在の逓増制を見直し、逓増度を緩やかにした場合は、基本料金が大幅に値上がりすることとなる。
また、事業用と家庭用の格差を見直した場合にも家庭用に負担が掛かることとなる。

譲原委員 財政計画年度を8年間にした理由というのは何か。ビジョンの計画年度は10年間である。最初から財政計画年度を10年間にしようということでビジョンから始まったものなのか。

工務課長補佐 ビジョンの計画年度が10年間となっていたため、平成23年度から残りの期間から8年間としたものである。

譲原委員 財政計画年度を決定する場合に、必ずしもビジョンと同一年度とは限らない。経済情勢の変動が激しい中で、10年とは非常に長い。その中で、この10年で見たというのは、先行きそれほど経済変動がないという判断があるからなのか。

営業課長 ビジョンの中の建設改良費が優先している。
工事については、10年間という中で優先順位等を見ていきたい。

譲原委員

毎年退職をされる方がいられるでしょうが、水道事業会計が長くて水道事業会計から退職される方、水道事業会計が短くて退職される方、どちらが多いのですか。その退職手当は全て水道事業会計で負担するのか。経費負担区分の原則からすれば、在職年数により退職手当を按分するという考え方がある。

営業課長

市長部局から出向命令を受けて水道局に異動した場合には、水道事業会計の人間となるため会計上は一般会計と別になる。市町村によっては、3月31日に一旦一般会計に戻り、退職金等の支払いについては、一般会計で行うというところもある。

譲原委員

小田原市もそれぞれの事業会計の在職年数に応じて負担をするということではないのでしょうか。

営業課長

そのようになれば、会計上分かりやすいと思われる。

茂庭副委員長

このことは最近大きな問題になっていて、最後に所属した所が退職金を出すことになり、市長部局から水道局に人を押し込む例が非常に多い。この場合、水道事業会計から退職金を出すことになり、一般会計には響かない。最近はこの反省から在職年数の按分を出す所が増えてきた。小田原市もいずれお考えになった方がよいと思います。

譲原委員

退職手当そのものが給与の後払い的な性格を持っている。水道事業に在職していない期間についても水道料金で支払うのかというところがある。少し検討された方がよいと思われる。原価に反映されるものである。

営業課長

料金改定率を18%とした場合の資料の用意がございますので、資料を配布させていただきます。ご説明いたします。

次の資料を使用し、別紙（P25）のとおり、営業課長補佐から説明がある。

・追加資料「財政推計表」

武松会長

新しい資料も含め、委員の皆様からご質問等がありましたらお願いいたします。

<質疑応答>

檜山委員

水道ビジョンの6ページに表2. 2小田原市水道事業の沿革があり、これまでの水道事業に掛かった事業費が記載されていて、事業の名称として拡張事業となっている。水道の供給は、かなり前から小田原市全体に普及していると思われるので、単純に拡張事業ではないと思われる。施設の改良などにウエートを置き始めた時期というのはいつくらいなのか。

工務課長補佐

この表の事業費は、建設改良費です。

檜山委員

これを全部建設改良費と考えていいのですか。

工務課長補佐

それぞれの認可時における事業期間内の総事業費です。

檜山委員

小田原市域全体に創設の段階で全部入ったということですか。
ビジョンの表にある事業費は全部、いわゆる施設の更新とか、そういうものに掛かったものと考えてよろしいのですか。

工務課長補佐

施設の更新とか拡張です。給水区域が広がったことによって、水道管を伸ばしていく拡張です。

檜山委員

同時並行的にそれは行われているのですね。
供給エリアの拡大はこの中には入っていないということですか。

工務課長補佐

拡張も施設の改良も入っています。
通常古くなった管を入れ替えるというような事業費は入っている。それぞれの事業で認可期間というのが決められており、その期間における建設改良事業費がこの表の事業費です。

武松会長

事業費は実績ですか計画ですか。

工務課長補佐

計画です。

譲原委員 この18%アップの資料は、どういう意味で作られたのですか。

営業課長 23%改定率の場合、需要者の方に大きな改定率となってしまうため、若干下げた場合の参考として作成したものである。

三浦委員 主婦の感覚から、値上げされた場合には一生懸命節水すると思われる。18%の料金値上げを行っても、実際の収益は15%値上げをした時と同じになってしまうと思われる。

営業課長 料金を18%値上げしても実質の増収がどのくらいになるのか分かりません。多分、節水されるかと思えます。これは、料金を18%値上げしたらというものではなく、収入が18%上がるという表であります。

大西委員 いくら節水しても基本的な生活必要水量は変わらない。限りなくゼロに近くはならないと思われる。

局 長 一時的な落ち込みはあると思われる。

営業課長 18%の料金改定率で起債6億円の場合、平成30年度の収益的収支は約1億3,000万円の赤字になってしまうので、どこかで料金改定を検討しなければならない。

 委員の皆様をお願いしたいのは、23%の料金改定率というのは需要者の方にどれだけ影響があるのか。財政推計表は23%改定した場合の収益見込みであるので、実際の収益は減ると思われる。

営業課長補佐 先に茂庭副会長からご質問ございました小田原市の水道料金と県水の水道料金につきまして、回答をさせていただきます。

 2ヶ月の平均使用量40m³で市の水道料金は3,171円。それに対しまして、県水の水道料金は4,790円ということで、差額は1,619円県水が高いということでございます。

武松会長

質疑はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事の確認ですが、23%と18%の料金改定率の資料をお示しいただきました。それぞれの根拠と推計については、次回資料が提出されると思いますが、本日の段階では改定率の上限を、大体23%とすることと、起債の額としては3億円、6億円とありますけれども、6億円起債をしていけば、ある程度の健全経営ができるということまで、共通の認識としていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なし

武松会長

また、次回詳細資料や今回要望資料の提出があると思いますので、よろしく願いいたします。

武松会長

これで本日の次第は、すべて終了しました。

本日配布された資料等については、次回の審議会までにあらためて目を通してご確認いただき、その上で審議を行ってまいりたいと存じますので、委員の皆様よろしく願いします。

また、事務局は、本日の質疑の中で出た請求資料につきまして、次回審議会までに提出が出来るよう準備をお願いします。

会長から次回の開催日時を伝え、第4回小田原市水道料金審議会を終了する。

事務局からの事務連絡後、水道局長の挨拶が行われ散会する。

以上

『水道料金のしくみについて』

(スライド1)

それでは、水道料金のしくみについてご説明いたします。

申し遅れましたが、私は営業課の橋本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(スライド2)

始めに、水道料金の決定原則についてご説明いたします。

水道料金については、次の規定がございます。まず始めに、地方公営企業法第21条第2項の規定に、「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」とあります。

続いて、水道法第14条第2項の各号の規定に、「第1項、料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。」「第2項、料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。」「第4項、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと。」とあります。

水道料金について、地方公営企業法では「公正妥当」「適正な原価」「健全な運営を確保」、この三つをクリアできる料金でなければならないことを、

水道法では「公正妥当な料金」「料金の明定性」「差別的扱いの禁止」、この三つに適合していなければならないことを規定しております。

(スライド3)

次に、水道料金算定のプロセスにつきましてご説明いたします。

水道料金の算定に当たっては、まず始めに、需給計画・施設建設・管理計画等の基本方針を決め、財政収支の見積りを立て、料金算定期間を決定するなど「財政計画の策定」をいたします。

次に、「料金水準の算定」をいたします。料金水準の算定は、「総括原価の算定」が必要であり、これは能率的な経営の下において料金として回収すべき適正な金額でございます。言うなれば、料金算定期間内における料金総収入でございます。

次に、「料金体系の設定」をいたします。料金体系を基本料金＋従量料金の二部料金制にするのか、あるいは一部料金制にするのかを選択し、そして、その料金体系へ、先ほどの総括原価を分解・配分・配賦し、料金表として確定していくというプロセスでございます。

(スライド4)

次に、先ほどのスライドでも出てまいりましたが、料金水準の算定に必要な総括原価についてご説明いたします。

総括原価は、適正な原価に事業報酬を加えたものでございます。適正な原価は、能率的な経営の下において必要とされる原価でございます。総括原価は、営業費用と資本費用の合算額でもあります。営業費用には人件費・修繕費・減価償却費等があります。また資本費用には支払利息・資産維持費等があります。

(スライド5)

次に、総括原価の分解についてご説明いたします。

総括原価は、「需要家費」「固定費」「変動費」に分解されます。

「需要家費」は、水道の使用量とは関係なく、お客様の存在自体により必要とされる固定的経費で、量水器や検針徴収関係費などがございます。

「固定費」は、水道の使用とは関係なく、水道需要の存在に伴い固定的に必要とされる経費で、施設維持管理費や減価償却費、支払利息などがございます。

「変動費」は、水道の実使用に伴い発生する経費で、薬品費や動力費などがございます。

(スライド6)

次に、総括原価の配賦についてご説明いたします。

先ほどのスライドで総括原価を「需要家費」「固定費」「変動費」に分解いたしましたが、次は、需要家費・固定費・変動費を「準備料金」、「水量料金」に配賦いたします。

「準備料金」とは、お客様の実使用水量とは関係なく、水道サービスの供給準備のために必要な原価として、お客様に賦課する定額料金でございます。これが基本料金となります。

「水量料金」とは、お客様の実使用量に応じて回収すべき原価として、給水量単位当たり賦課される料金でございます。これが従量料金となります。

(スライド7)

次に、このスライドは、現在の本市の料金表でございます。

現在、本市は「家庭用」「事業用」「浴場用」「臨時用」「共用栓」の用途ごとに分けた用途別料金体系で、基本料金と逦増型料金の二部料金制でございます。

(スライド8)

次に、本市の平成20年度における家庭用2ヶ月の平均水量の約40m³で、水道料金を試算いたしますと、スライドのとおりでございます。

上段の料金表のとおり、2ヶ月料金の基本料金は1,220円でございます。

次に、従量料金を計算いたします。料金表のとおり、21m³～30m³の1m³あたりの単価は80円でございますので、80円×10m³で800円になります。

次に、31m³～40m³あたりの単価は100円でございますので、100円×10m³で1,000円になります。

基本料金と従量料金を全て合計すると3,020円になります。3,020円に消費税等相当額を加えた、3,171円が40m³の水道料金になります。

(スライド9)

次に、スライドの表は、県内水道料金比較表でございます。こちらの表につきましては、家庭用40m³の1ヶ月料金で比較したものでございます。

本市は、県内18事業体中12番目になっております。

(スライド10)

こちらのスライドは、事業用150m³1ヶ月料金で比較したものでございます。
本市は、家庭用と同じく県内18事業体中12番目になっております。

(スライド11)

次に、給水原価と供給単価でございます。給水原価は、1m³当たりの製造原価でございます。供給単価は、有収水量1m³あたりについて、どれだけ収益を得ているかを表すものでございます。

グラフに表しましたとおり、平成17年度以降、給水原価と供給単価が逆転し、「逆ザヤ」が生じている状況でございます。

(スライド12)

このスライドは平成20年度、県内事業体 給水原価と供給単価の比較表でございます。給水原価は1m³当たりの製造原価でございます。給水単価は、水源が無くダム等を保有しなければならない事業体や水処理に費用が掛からない事業体で異なってまいります。

表の右側、差引損益をご覧ください。スライドのとおり、本市のみではなく、県内のほとんどの事業体で「逆ザヤ」となっております。

(スライド13)

次に、企業会計フローをご説明いたします。

スライドは企業会計のフローチャートを簡単に表したものでございます。

収益的収支とは水道事業経営に伴い発生する収入と支出でございます。資本的収支とは収益的収支に属さない収支のうち現金の収支を伴うものでございます。主として建設改良及び企業債に関するものでございます。

スライド上段の収益的収支の収入と支出のうち、現金支出を伴わない減価償却費、資産減耗費は、矢印のとおり補てん財源になります。そして、下段にございます資本的収支において不足額が生じた場合、補てん財源からその不足額を補てんするという流れになっております。

(スライド14)

次に、このスライドは、平成20年度水道事業の収益的収支と資本的収支を合わせた総収支の概略表でございます。

収入につきましては、水道料金が約26億円、企業債が6億円、その他加入金等の収入がございまして、合計で約36億円になっております。また、支出につきましては、建設改良費が約13億円、減価償却費が約10億円、企業債償還金が約10億3千万円ございます。合計で約48億円になっております。

収入と支出の合計から、グラフの左側の上段にございますとおり、約12億円の不足額が生じることとなりますが、この不足額につきましては、先ほどのスライド、企業会計フローにございました利益や減価償却資産等の補てん財源から補てんをすることとなります。

以上、水道料金のしくみと本市の現状の水道料金等について、ご説明を終わりにいたします。

『料金改定（案）説明資料（財政推計）について』

第2回審議会で「おだわら水道ビジョン」を説明させていただきましたが、その中で、財政シミュレーション結果について、「料金改定を行わない場合」と「料金改定を行う場合」に2つに分けて簡単に説明させていただきました。

平成20年度決算が市議会の認定を受ける前であったため、数値については、平成20年度以降は見込みで試算したもの（推計値）でご説明させていただきました。

今日は、平成20年度決算が確定いたしましたので、20年度決算確定数値を入れて改めて試算し直した財政推計についてご説明いたします。

（料金改定なし 起債3億円）

まず1枚目、「料金改定を行わず、起債額を毎年3億円とする場合」についてでございます。「収益的収支」では、21年度以降、「純損失」が発生し、「単年度収支純損失額、赤字額」が年々拡大していることがお分かりになるかと思えます。一方、「資本的収支」では、資本的支出は、主に施設の耐震化や老朽化施設の更新を行うための事業費ですが、この支出に対する資本的収入の不足額を賄うための「補填財源残高」が、平成20年度には約20億600万円あったものが年々減少し、平成25年度には約3億9,200万円のマイナスに転落しております。これは家計でいう「貯金」がマイナスに転じる。いわゆる「経営破綻」になると思われます。

（料金改定なし 起債6億円）

2枚目、「料金改定は行わないが、起債額を毎年6億円とした場合」についてでございます。「収益的収支」は、起債額3億円の場合とあまり変わらず（「純損失額」がやや拡大）。「資本的収支」では、「補填財源残高」が平成26年度に約5,300万円のマイナスに転落。起債額3億円の場合に比べて1年「延命」、「経営破綻」が1年先に延びるとご理解いただければと思います。

そこで、料金改定ということになりますが、「おだわら水道ビジョン」では、料金改定の前条件、目安として、基本理念である「いつまでも安心でおいしい水をお届けします」を実践していくための、達成目標として（*ビジョン44ページ）

- ①ビジョン計画期間内に計画事業として行うべき施設の耐震化や老朽施設の更新などの事業費が確保できること
- ②ビジョン計画期間内は資金が確保できること
- ③ビジョン計画期間内は一定の補填財源残高が確保できること
- ④企業債残高が減らせること

これらの条件が達成できるように財政シミュレーションを行っております。

これからご説明する財政シミュレーションは、「料金改定を行い、起債額を毎年3億円とする場合」と「料金改定を行い、起債額を毎年6億円とする場合」の二つについてご説明いたします。

また、料金改定率は、二つのシミュレーションとも「おだわら水道ビジョン」でもお示ししている「平成23年度に平均23%の料金改定」をしたものでございます。

(平成23年度料金改定 改定率23%UP 起債3億円)

それでは3枚目、「料金改定率平均23% 起債額3億円の場合」をご覧くださいと思います。「収益的収支」では、平成21年度以降、「純損失」、「営業赤字」が生じていたものが、平成23年度には料金改定により「純利益」が出て、「黒字」に転じます。しかし、料金収入の減少と減価償却費の増加により、黒字額は年々減少していることがお分かりになるかと思えます。一方、「資本的収支」では、「補填財源残高」は、平成23年度以降は緩やかに減少していることが、お分かりになるかと思えます。

(平成23年度料金改定 改定率23%UP 起債6億円)

次に4枚目、「料金改定率平均23% 起債額6億円の場合」でございます。「収益的収支」の動向は、起債額3億円の場合とあまり変わらず（「純利益額」がやや減少しながら推移。平成30年度には「純損失」が出る）。「資本的収支」では、「補填財源残高」は、平成23年度以降も、おおむね15億円を維持でき、収益的収入において「純利益」が出、「黒字」が維持され、「補填財源残高」も一定額以上確保され、安定経営、経営の健全性が維持されることと受け止めております。

ここで、特に「経営の健全性の確保」という観点からは、

- ①不慮の事故や災害等に対応する事業費に充てるための資金が確保できること
- ②企業債の元利償還金額と事業費が確保できること
- ③企業債については、その元金償還額を超える借り入れをしないこと（企業債残高が減らせること）

が、料金改定に当たっての「目安」として考えております。

すなわち、企業債の元金償還金と利息として毎年、固定的に支出される約11億円と、平成17年度に起きた小峰配水管事故のような不慮の事故の対応・復旧経費、約3億円など、合わせておおむね15億円程度を「補填財源残高」として積立金である「利益剰余金額」として確保でき、しかも企業債は、その元金償還額（約6億3000万円—21年度予算）を超える借り入れをしないで済むということから言えば、「平成23年度に平均23パーセントの料金改定を行い、企業債借入額は毎年6億円とする場合」が、経営の健全性確保の面からは最も理にかなった改定内容になるかと思われれます。

本日は、ただ今、説明した財政シミュレーション、財政見通しをご理解いただいた上で、「おだわら水道ビジョン」で掲げた事業を計画どおり推進しながら、かつ経営の健全性を確保するために、「企業債借入額の目安と料金改定率の目安」について、審議会としてある程度のコンセンサス、共通の理解が得られたらと考えております。

(平成23年度料金改定 改定率18%UP 起債3億円)

追加資料でございます「平成23年度に平均18パーセントの料金改定 起債額を毎年3億円」の場合につきまして、「収益的収支」では、平成23年度に「純利益」が出て「黒字」に転じるが、「純利益」は漸減し、平成29年度には「純損失」が出てしまいます。「補填財源」については、料金改定を行った平成23年度は14億円あるものの、平成25年度からは10億円を下回り、毎年3～4億円ずつ減少し、平成28年度にはマイナスになり「経営破綻」ということとなります。

(平成23年度料金改定 改定率18%UP 起債6億円)

次に「平成23年度に平均18パーセントの料金改定 起債額を毎年6億円」の場合でございます。「収益的収支」では、平成28年度には「純損失」が出ることとなります。「補填財源残高」は漸減しながらも、平成30年度までおおむね10億円以上を維持しているということとなります。